

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>個④ 004 個人事業の開業・廃業等届出書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この届出書は、新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときに提出するものです。</p> <p>2 この届出書は、事業の開始、廃止等の事実があった日から1か月以内に納税地の所轄する税務署長(移転した事務所・事業所の所在地を納税地としていた場合には、移転前の納税地を所轄する税務署長)に提出してください。</p> <p>3 「所得の種類」欄には、新たに開始した事業又は廃止した事業に係る所得の種類について、該当するものを○で囲んでください。</p> <p>また、事業所得を生ずべき事業を2以上(例えば、小売業と建設業など)行っている方がその事業の全部を廃止する場合は「全部」を、その事業の一部を廃止する場合は「一部」を○で囲んでください。</p> <p>なお、「一部」を○で囲んだ場合には、廃止する事業を括弧内に簡記します。</p> <p>4 「給与等の支払の状況」欄には、届出日現在における給与の支給人員と給与等の支払の状況及びそれらの状況からみて源泉徴収をすべき税額があるかどうかを記載します。</p> <p>また、「給与の定め方」の項には日給・月給等の区分を記載し、「税額の有無」の項には、各人ごとの給与額及び扶養親族等の状況等からみて納税すべき税額があるかどうかを判断し、その区分の全員について納付すべき税額がないと認められる場合は「無」を、その他の場合は「有」を○で囲んでください。</p> <p>なお、「給与支払を開始する年月日」欄には、給与等の支払を開始する日(届出日現在において既に給与等の支払をした場合にはその開始をした日)を記載します。</p> <p>(注) 給与等の支払事務を行う事務所を廃止した場合には、「その他参考事項」欄に、給与等の支払事務を引き継いだ先の事務所等の所在地を記載します。</p> <p>5 新たに事業を開始した年から青色申告の申請又は消費税の課税事業者を選択される方は、申請書等を次の期限までに提出してください。</p> <p>「青色申告承認申請書」</p> <p>① 1月15日までに、新たに事業を開始した場合……その年の3月15日</p> <p>② 1月16日以降に、新たに事業を開始した場合……事業を開始した日から2か月以内</p> <p>「課税事業者選択届出書」</p> <p>○ 新たに事業を開始した年の末日(12月31日)</p> <p>6 事業を廃止する方で青色申告の取りやめをされる方は、「青色申告の取りやめ届出書」も提出してください。</p> <p>また、消費税の課税事業者の方及び課税事業者を選択されている方で、廃業する事業のほか課税売上げに当たる所得(不動産所得等)のない方は、「事業廃止届出書」も提出してください。</p> <p>※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p> <p>なお、届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">お 知 ら せ</p> <p>1 事業所得、不動産所得又は山林所得のある白色申告の方については、次の制度の適用がありますので、ご注意ください。</p> <p>① 記帳・帳簿書類保存制度</p> <p>② 総収入金額報告書を提出する制度</p> <p>③ 収支内訳書を確定申告書に添付する制度</p> <p>(注) 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。)は、記帳と帳簿書類の保存が必要となっております。</p> <p>2 1月1日から6月30日までの期間(以下「特定期間」といいます。)内に開業した場合で、その特定期間の課税売上高が、1,000万円を超えた場合(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。)には、開業した翌年において消費税の課税事業者になります。</p> <p>この場合、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を速やかに所轄の税務署長に提出してください。</p> </div>	<p>個④ 004 個人事業の開業・廃業等届出書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この届出書は、新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときに提出するものです。</p> <p>2 この届出書は、事業の開始、廃止等の事実があった日から1か月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、新設、増設、移転、廃止にかかる事務所・事業所の所在地が納税地と異なる場合には、これらの事務所・事業所の所在地を所轄する税務署長にも提出してください。</p> <p>3 「所得の種類」欄には、新たに開始した事業又は廃止した事業に係る所得の種類について、該当するものを○で囲んでください。</p> <p>また、事業所得を生ずべき事業を2以上(例えば、小売業と建設業など)行っている方がその事業の全部を廃止する場合は「全部」を、その事業の一部を廃止する場合は「一部」を○で囲んでください。</p> <p>なお、「一部」を○で囲んだ場合には、廃止する事業を括弧内に簡記します。</p> <p>4 「給与等の支払の状況」欄には、届出日現在における給与の支給人員と給与等の支払の状況及びそれらの状況からみて源泉徴収をすべき税額があるかどうかを記載します。</p> <p>また、「給与の定め方」の項には日給・月給等の区分を記載し、「税額の有無」の項には、各人ごとの給与額及び扶養親族等の状況等からみて納税すべき税額があるかどうかを判断し、その区分の全員について納付すべき税額がないと認められる場合は「無」を、その他の場合は「有」を○で囲んでください。</p> <p>なお、「給与支払を開始する年月日」欄には、給与等の支払を開始する日(届出日現在において既に給与等の支払をした場合にはその開始をした日)を記載します。</p> <p>(注) 給与等の支払事務を行う事務所を廃止した場合には、「その他参考事項」欄に、給与等の支払事務を引き継いだ先の事務所等の所在地を記載します。</p> <p>5 新たに事業を開始した年から青色申告の申請又は消費税の課税事業者を選択される方は、申請書等を次の期限までに提出してください。</p> <p>「青色申告承認申請書」</p> <p>① 1月15日までに、新たに事業を開始した場合……その年の3月15日</p> <p>② 1月16日以降に、新たに事業を開始した場合……事業を開始した日から2か月以内</p> <p>「課税事業者選択届出書」</p> <p>○ 新たに事業を開始した年の末日(12月31日)</p> <p>6 事業を廃止する方で青色申告の取りやめをされる方は、「青色申告の取りやめ届出書」も提出してください。</p> <p>また、消費税の課税事業者の方及び課税事業者を選択されている方で、廃業する事業のほか課税売上げに当たる所得(不動産所得等)のない方は、「事業廃止届出書」も提出してください。</p> <p>※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。</p> <p>なお、届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">お 知 ら せ</p> <p>1 事業所得、不動産所得又は山林所得のある白色申告の方については、次の制度の適用がありますので、ご注意ください。</p> <p>① 記帳・帳簿書類保存制度</p> <p>② 総収入金額報告書を提出する制度</p> <p>③ 収支内訳書を確定申告書に添付する制度</p> <p>(注) 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。)は、記帳と帳簿書類の保存が必要となっております。</p> <p>2 1月1日から6月30日までの期間(以下「特定期間」といいます。)内に開業した場合で、その特定期間の課税売上高が、1,000万円を超えた場合(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。)には、開業した翌年において消費税の課税事業者になります。</p> <p>この場合、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を速やかに所轄の税務署長に提出してください。</p> </div>

改正後

改正前

個④ 005 所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書【裏面】

個④ 005 所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書【裏面】

書 き 方

書 き 方

- 1 この届出書は、①住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、②住所又は居所を有する者が、その住所又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合又は③居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合に提出するものです。ただし、納税地の指定を受けている場合は除きます。
 - 2 この届出書は、変更前の納税地を所轄する税務署長に提出してください。
 - 3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。
 - 4 「1 納税地」欄の右側の「住所、居所、事業所等の区分」欄には、変更前の納税地と変更後の納税地がそれぞれ住所、居所地又は事業所等のうち、いずれに該当するかを記載します。
 - 5 「2 居所又は事業所等の所在地を納税地とする ことを便宜とする事情」欄には、上記1の①又は②に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情を、上記1の③に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とする必要がなくなった事情を、できるだけ具体的に記載します。
また、上記1の③の場合は、「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄に記載する必要はありません。
- ※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
- なお、届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

- 1 この届出書は、①住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、②住所又は居所を有する者が、その住所又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合又は③居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合に提出するものです。ただし、納税地の指定を受けている場合は除きます。
 - 2 この届出書は、納税地としている住所地又は居所地を所轄する税務署長（上記1の③の場合は、納税地としていた居所地又は事業所等の所在地を所轄する税務署長）及び納税地とする居所地又は事業所等の所在地を所轄する税務署長（上記1の③の場合は、住所地を所轄する税務署長）に提出してください。
 - 3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。
 - 4 「1 納税地」欄の右側の「住所、居所、事業所等の区分」欄には、変更前の納税地と変更後の納税地がそれぞれ住所、居所地又は事業所等のうち、いずれに該当するかを記載します。
 - 5 「2 居所又は事業所等の所在地を納税地とする ことを便宜とする事情」欄には、上記1の①又は②に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情を、上記1の③に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とする必要がなくなった事情を、できるだけ具体的に記載します。
また、上記1の③の場合は、「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄に記載する必要はありません。
- ※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
- なお、届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

留 意 事 項

留 意 事 項

〔振替納税をご利用の方へ〕

〔振替納税をご利用の方へ〕

納税地の変更により管轄の税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続が必要となります。確定申告の時期や、振替納税を利用する国税の法定納期限が迫っている場合は、速やかに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、変更後の納税地を所轄する税務署長へ提出願います。

納税地の変更により管轄の税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続が必要となります。確定申告の時期や、振替納税を利用する国税の法定納期限が迫っている場合は、速やかに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、変更後の納税地を所轄する税務署長へ提出願います。

改正後

改正前

個④ 006 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書【裏面】

個④ 006 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書【裏面】

書き方

書き方

- この届出書は、納税地が異動した場合(注)に提出するものです。ただし、①納税地の指定を受けた場合、②住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、③住所又は居所を有する者が、その住所又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合及び④居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合は除きます。
なお、②から④の場合は、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出してください。
(注)住所が納税地である方は転居などがあった場合、事業所の所在地を納税地としている方は事業所の移転などがあった場合をいいます。
 - 納税地の異動があった場合は、遅滞なくこの届出書を、異動前の納税地を所轄する税務署長に提出してください。
 - 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。
- ※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
なお、届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

- この届出書は、納税地が異動した場合(注)に提出するものです。ただし、①納税地の指定を受けた場合、②住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、③住所又は居所を有する者が、その住所又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合及び④居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合は除きます。
なお、②から④の場合は、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出してください。
(注)住所が納税地である方は転居などがあった場合、事業所の所在地を納税地としている方は事業所の移転などがあった場合をいいます。
 - 納税地の異動があった場合は、遅滞なくこの届出書を、異動前の納税地を所轄する税務署長及び異動後の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。
 - 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。
 - 「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄は、異動前の納税地の所轄税務署長に提出する届出書には記載する必要はありません。
- ※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
なお、届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

留意事項

留意事項

【振替納税をご利用の方へ】
納税地の異動により管轄の税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続が必要となります。
確定申告の時期や、振替納税を利用する国税の法定納期限が迫っている場合は、速やかに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、変更後の納税地を所轄する税務署長へ提出願います。

【振替納税を利用されている方へ】
納税地の異動により管轄の税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続が必要となります。
確定申告の時期や、振替納税を利用する国税の法定納期限が迫っている場合は、速やかに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、変更後の納税地を所轄する税務署長へ提出願います。